

大子保発第72号
令和2年6月22日

保育施設利用 保護者 各位

東大和市長 尾崎 保夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園自粛の解除について（通知）

日頃より、東大和市の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

また、これまで、およそ3か月に渡り、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園の自粛にご協力いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園自粛につきまして、東京都内における新型コロナウイルス感染症感染拡大状況等を鑑み、下記のとおり、解除いたします。

なお、今後、通常保育が再開することにより、3つの密（密閉・密集・密接）を避けにくい状況が発生することが予想されます。

各施設において、室内の換気や消毒等による感染拡大防止対策を講じた対応を継続してまいりますが、保護者の皆様におかれましても、本通知裏面の「保育施設を利用する際の留意事項」にご留意いただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

記

1 登園自粛の解除

令和2年6月30日（火）をもって解除し、7月1日（水）から通常保育とする。

2 保育料の減免について

保育料の減免につきましては、市からの登園自粛要請等に基づく登園自粛または保育施設が臨時休園となった場合などに適用されます。

そのため、解除後における保護者または保育施設での判断等による登園自粛については、保育料の減免対象となりません。 予め、ご承知おきください。

3 その他

新型コロナウイルス感染症については、今後の感染状況等により対応方針の変更等を行うことが考えられます。市としましては、出来る限り、ご利用者及び保育施設の皆様に混乱のないよう、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

裏面もご覧ください

保育施設を利用する際の留意事項（重要）

次に該当する場合については、保育施設の利用を控えてください。

（1）児童に感染の疑いがある場合

感染の疑いとは、発熱、倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまで、登園できません。また、それ以外の場合でも、風邪症状がある等、体調がすぐれないときは、登園を控えてください。

（2）児童やご家族が濃厚接触者となる場合

原則、濃厚接触した日から2週間登園できません。この場合、在籍する保育施設との連絡を密にしていただくとともに、児童やご家族の健康観察を徹底し、症状が出現した際には、すみやかに「帰国者・接触者相談センター」に電話相談の上、指示に従い、医療機関の受診結果等を在籍する保育施設に報告ください。

新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）

東京都多摩立川保健所

042-524-5171 平日の午前9時から午後5時まで

合同電話センター

03-5320-4592 上記以外の時間帯

（3）児童及び職員の感染が判明した場合

感染拡大防止のため、東京都と協議のうえ、臨時休園等の措置が図られることとなります。

また、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した児童については、治癒するまでの間、登園できません。

（担当）

東大和市子育て支援部 保育課

TEL：042-563-2111 内線 1754・1758